

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和4年2月16日

土屋総合法律事務所

弁護士 高谷 進 殿

弁護士 横山 太郎 殿

国土交通省自動車局貨物課長

令和3年12月23日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業の許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

照会のあった事実に関しては、本件運送行為がA社の生業に含まれる場合であって、運送行為が業務用酒類販売（生業）に付帯した必要不可欠な運送と判断される場合において、名目の如何を問わず実質的に運送に対する対価の支払を受けていない場合などについては、照会法令（貨物自動車運送事業法第3条）の適用対象とならない場合があると考えられる。

しかし、本件運送行為については、運賃として収受していないが、付帯作業費としての対価は発生していることから、当該運送行為自体が営利を目的としていると判断される場合は、運送の対価として有償性があるものと取り扱われ、照会法令（貨物自動車運送事業法第3条）の適用対象となると考えられるが、いずれにしても個々の実態に即して判断されることとなる。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。